け

ての新しい学習指導要領が示されたのだが、

周知のように、二〇〇二年からの完全学校五日制

つ

いささかこだわったいい方をすれば、

学習指導要

の新設であ

その

にむ

焦点が、

17

わゆる「総合的な学習の時間」

特集

「総合的な学習」と解放教育

人権教育」から「人権総合学習」への展望

長

尾

「人権総合学習」はどこからきたのか

最近「人権総合学習」なるものが一つのキーワードの場合にせよ、「総合学習」なるものが一つのキーワードに、「人権教育を総合学習として構想し展開しようとするは、「人権教育と総合学習として構想し展開しようとするは、「人権教育」と「総合学習」の合成語であろう。つまの場合にせよ、「総合学習」といった言葉づかいがしばしばとなっている。

例 る。 会においても、この点は言明されている)。 るのである(最近の文部省による新学習指導要領の説明 はあくまでも例示であり、すべてをやる必要もなければ、 るかは、 領で示され の設定であり、 示以外の課題を取りあげることも当然可能とされてい その時間での学習活動として、国際理解、 福祉・健康といったことが示されてはいるが、それ 基本的には各学校の創意工夫にゆだねられ たのは、 その時間でどのような総合学習を展開 あくまでも「総合的な学習の時 情報、 間

せないのである。それゆえ、私は、「総合的な学習の時間」ていくのか、そのようなテーマ性と立場性の検討が欠か設定されたテーマをどのような視点と立場から問題としその時間で、どんな課題をテーマとして設定するのか。なんでもかんでもが総合学習というわけにはいかない。新設される「総合的な学習の時間」で行われることは、

、った

つ

7

いるのでもある。

展開 等においてくり返し述べているところである)。 学習をたのしむ』アドバンテージサーバー、一九九九年、 だとしてきている(こうした主張については、拙著 学習を総合していくような学習をこそ総合学習とすべき を明らかにしたうえで、各教科にまたがり、各教科での かを問いかけるなかから、 うべきは、 すことができることになる。 合学習としての人権教育』明治図書、 の場に、 なことを考え、 કે 同 61 己和教育、 ずれにせよ、 時間」に求め、 な学習の時間」を、テーマと立場をもった総合学習 われる学習をそのまま総合学習とするのでは の場に、 あるなかでは、 現に、ここで生きている子どもたちにとって、ど というのは、 英会話とコンピューター教育であるとい ということになる。だとすれば、これまで 人権教育は、その実践の場を「総合的な学 私の主張は、新しく設定されてくる「総 いかなる力を獲得していくことが必要 そのなかで一段の充実と発展をめざ 「総合的な学習の時間」を人権教育実 それなりに戦略的な重要性をも 求められるべきテーマと立場 「総合的な学習の時間」で行 一九九七年、『総合

人権教育再構築からのアプロー

なく、

らも注目されてきている。 の一定の見直し、その再構築を期する、 その一方では、これまでの同和教育、 学習指導要領の改訂を一つの契機とは 、権総合学習は、 面 では 確 か に、 人権教育のあり方 している。 述 といった視点か てきたような しかし

二総

ように述べている。 も十分にうかがえよう。豊川中学校の実践報告は、 こうしたことは、本誌で紹介されている実践報告か 次の

上を生徒が歩いていくことになってい 直 いが先行した人権学習になってい かえてきた。(中略)それはあらかじめ 41 しが行われ、 た人権学習(本校では『にんげん学活』と呼ぶ) しとなった」 「以前より、『道徳』・『特活』の時間を使って実施 人権総合学習としてカリキュラムを作り なかったかなどの ない 敷 か か、 ñ たレー 教師 問 の見 して 0) ル 湛

みられる。 また、北条小学校での実践報告にも次のようなことが

実践したり、 一時には人権学習が子どもの認識とすれ違ったところ テーゼとして押しつけになったところや

迫りきれなかったところも存在した」理性としては学習させても、感性を変えるところまでは

こうした苦労をもはや不要としてくれる。これはありが 発想の限界と危険性を示してくれるのである。 権教育を、これまで通りにやればそれでいい。こうした だしてきた。ところが、「総合的な学習の時間」の新設は、 徳や学活の時間をやりくりするなかで、その時間を生み どこからもってくるのかにあった。多くの学校では、 やはり重要な意味をもっていよう。つまり、これ たいことである。その時間を使って、これまで通りの人 の背景には置 人権教育の実践上での苦労の一つは、そのための 一定の反省、 述べられているように、これまでの人権教育に対する かれている。このことは、 ある種の見直しが、人権総合学習 次の点に 時 まで の おい 間 注 道 を 7

とする思い込みである。 人権教育はすべからく人権総合学習でなければならない穴とは、これまでの人権教育のすべてがまちがいであり、し穴にも注意を払っておかなければならない。その落しの見直しを、といった場合、同時に陥ってはならない落の見直しを、といった場合、同時に陥ってはならない落しかし、人権総合学習によって、これまでの人権教育

込みが先行したり、テーゼの押しつけになりかねない弱、これまでの人権教育においては、時には、教師の思い

のである。こそ歴史的な発展過程においてとらえられるべきものなる。しかしこうした弱点は、あくまでも人権教育のそれ点があったかも知れないとの反省は、もちろん必要であ

スッ飛ばして、 その点では、 差別のありようと構造は決して同じではない。これらを 民族差別、ジェンダー差別、 あるとしても、それぞれの国、地域においては人種 育を反差別の教育としてとらえることは共通的に可能で まま導入、適用すればい はある。しかし、 などなどについても多くが未整理のままとなってきた。 技術としてどのようなものが有効か、人権教育を展開し ぐにもわかることなのである。人権教育とはそもそもど 付けを得ていたか、それにいささかの思いを廻らせ、 ていく場や状況はいかなるものとしてあるべきなのか、 のようなものか、人権教育を具体的に展開していく方法、 日本の教育において、人権というものがどれほどの位 践的な蓄積は決して豊かなものではない。 てはしかるべき慎重さが求められてくるのは当然なの 率直にいって、日本の人権教育につい 諸外国の人権教育の蓄積に大いに学ぶ必要 諸外国の人権教育を直輸入することに対 諸外国の人権教育の発想や手法をその いというものではない。 宗教差別、などなど、その ての理論 それ は 的 ばす 近代

である。

かにされていかなければならないのである。いくためには、人権総合学習とは何かが整理され、明らになれば、そこには大きな危険性があるといわなければになれば、そこには大きな危険性があるといわなければを検えですをあらずんば人権教育にあらずといったこと権総合学習にあらずんは人権教育にあらずといったことををするに、人権総合学習への注目と期待がこれまでの要するに、人権総合学習への注目と期待がこれまでの

三 人権総合学習をどうとらえるか

とにしよう。

お学習指導要領による「総合的な学習の時間」の設置、新学習指導要領による「総合的な学習の時間」の設置、新学習指導要領による「総合的な学習の時間」の設置、新学習指導要領による「総合的な学習の時間」の設置、

総合学習の特徴として次のことを指摘している。創る学習だという点である。北条小学校の実践は、人権まず第一は、人権総合学習は、それを子どもとともに

- ① 体験を大切にする。
- ② 生活との結びつきを大切にする。
- する。 自然や地域の人びと・文化とのふれあいを大切に
- ④ 子どもの主体的な活動とその過程を大切にする。
- ⑤ さまざまな活動を組織する。

織し、 のことをふまえて人権総合学習の可能性と課題が示され は話があまりにも安易にすぎよう。これまでからくり返 習の普遍的な価値があるといえばそれまでだが、 められてきたことを引きついでいくところに人権総合学 れ強調されてきたことなのである。 生活と結びつき、地域とふれあい、 ても納得されよう。 までの人権教育のある種の「弱点」といった視点からみ の時間」のねらいとされているところ、 は 求められてきたことが、 人権総合学習をこうした特徴でとらえようとすること 基本的に間違ってはいない。それは、「 くべきなのであろう。 といったことは、これまでからもくり返し求めら しかし、子どもの体験を大切に なぜ実現しなかったのか、そ これまでくり返し求 さまざまの活動を組 あるいは、 総合的な学習 それで

まざまの活動をと、いったことがたえず強調されながら子どもの体験や生活と結びつき、地域とつながったさ

ころに ŧ ぎないとすれば、 まの活動を、 そ に止まり、 が認め、 や生活を、 からみての、 あるのでは れが実現してこなかった原因 計画しうる限りでのことでしかなかったと といったことが学校と教師の予測と許容の そのいわば制御可能の枠内でのことにす といった主張が、 あるい ない そうした人権総合学習は高がしれ か。体験と生活に結びつきさまざ は学校と教師 実のところは、 の一つは、子ども が 準備し、 学校と てい

活ははるかに豊 学校や教師の予想や計画を超えて子どもたちの体験や生 到に準備され、パーフェクトな計画が立てられてい る体験や生活は、それにおさまりきれるものではな いったものもある。 人権総合学習として紹介されるもののなかに 紹介されている実践例がそうだというのではない か でもあり、 しかし、子どもたちの現実としてあ また貧しくもある。 は、 実に周 ると が、 61

るのである。

越えて、 学校と教師 み出されてくるのではない。 画 ならないというのではない。しかし人権総合学習では、 人権総合学習には何の準備も計画もいらない、 従って 子どもたちの現に生きている生活とその が あらかじめ予測し、 けばそれ でしかるべき成果がコロコロ 学校と教師の予想や計画を お膳立てをしたその計 あって 体験 と生

> 生きていくような学習となりうるのではあるまい 子どもが解放され、 学習を超えて、いま、 な人権総合学習が展開されるならば、それは人権意識 そのダイナミズムこそが人権総合学習では最も大切にさ 高めるための学習、 総合学習を創り出していくことでもある。 れなければならない。それが、子どもたちとともに人権 広がりと深い まりがまともに出会い、ぶつかりあ 人権について何ごとかを学ぶための 自らを発見し、まさしくい 現にここで学ぶこと自体の もしその つ まここを て いなかで

づくり n 61 いく最良の素材となっている。 までくり返し求められてきた課題を具体的に実践化 域に開かれていく、いかざるをえないという点で、これ ュラムの開発。こうしたこともこれまでくり返し求めら に開かれているという点である。 る実践例が示すように、人権総合学習の取り組みのな 人権総合学習の注目すべき第二の特徴は、 必要とされてきた。人権総合学習は、その学習が地 地域に開かれた学校づくり、 確かな方向、 地域と結びついた学校のあり方、 新たな可能性が明らかにされつつ また、本誌で紹介され 学校と地域社会との結 地域に根ざしたカリキ カリキュラム それが地 域

茨木市立豊川中学校の実践が、小学校、中学校、高等

学校までを含んで一 て 紫小学校 よる学校づくりが、 クショップ」となっている。 の学校での取り組みとなっているからである。 しえてい としているのである。 ルを超え、 子どもと教師と保護者そして地域の人たちとの るの の実践は、 は、 人権総合学習が、それこそ丸ごと全部とし それ 二年 単なる地域との結びつきといったレ そのまま地域のまちづくりとなろう が 間 なによりも、 の人権総合学習の構想を そこでは、 地域 人権総合学習に の学校、 また、 ワー 筑 元

が こに根ざしてのリアルな体験との接点が欠かせない されているわけでは に となっている。 な 開かれ、 のである きことは当然のことでもある。 地域を場とし、 おいては、その学習の素材を地域から求め、 人権総合学習は、 その学習では現に子どもたちが生きている生活やそ 域 そうしたことからすれば、 の人びととともに創り出されていく学習 地域の人びととともに展開され その内容や形態が学習指導 ない。 またすでに指摘してきたよう 人権総合学習は、 人権総合学習 導 その学習 要 領 ていく 地域 ₺ に 0) 示

域 か に か 7 何 おか かという その場合、 なけれ 蕳 ば 今一 ならないことがある。 かけにつながっている。 度、 問 1/2 直され、 そ 改 め n 地域とは は 7 戼 5 地

> ず、 いる。 強調しておかねばなるまい。 あるということにかかわって、 ユニティ も力量もない 定の区 その区域で営まれている生活の共同性、 地 画され とい 域 =コミュニティとは何かをここで論じる余裕 が、 わ た地理・ れるような生活共 人権総合学習が地 Ē の 領域、 次の点だけは、 同 区域というにとどまら 域に開 性 体) かれた学習で をも つまり ぜひ 示 コミ

こちらから手をさしのべれば、 してあるのではないということである。 にとっていつもこころよく協力してくれるような は利害の対立や矛盾は当然といってい するさまざまな人びとが生活しているのであり、 にもわかろう。 のだが、そこで生活している人びとの共同体なるもの てくる通学区である校区をさしあたりは地域としてい るような都合よくできあがったものでないことは、 るのであ そ れは 地 域とは、 地域にはそれこそさまざまに利害を異に すでにできあがった、 ヒョイと手を結んでくれ レン ほどに存在して 行政的に か もこちら そこで 宗され Ł 0) る

結び、 である。 や矛盾のあるなかで、 、権総合学習は、 地域の人びとととも し か し 問 われるべきは、 地 地域に開 地域の誰と、 に創りあげてい か 礼 さまざまの利害の 地 どのようにして手 域 0 くような学習 人びとと手を

含めて、人権総合学習は地域に開か 結ぶべき関係の て進められていく学習なのである。 ていくことが求められているのである。 を結ぶの あるということである。そこでは、手を結ぶべき相 人びとは、実は学校から最も遠くにいることが 人権総合学習の か、 である。 あり方そのものを同時に模索し創りあげ の展開に そしてさらに留意 おい て、 'n 最も手を結 こうしたことを 地域と結びつい して おく L ば ž ベ 手と きこ べき し ば

あり方そのものの変革が必然化されてくるのである。総合学習がカリキュラムに位置づくことによって学校の地域そのもののとらえ直しを求めていく。そうした人権合学習は子どもたちのそれこそ生きた現実と結びつき、人権総合学習の第三の特徴は、これまでの学校のあり

習の 時間 て計 てといっ よう。 間かをつなげて、 .割にそれをポコポコと埋め込んでいく必要は ささか瑣末的にみえるかも知れない カリキュラムは、 調され 員以外の人びとの協力、 たスタイルに 11 わゆる「総合的な学習の時間」については、 てもいい。一人の教師 碁盤の あるいは丸一日とか二日とかを通 収まりきれるものでも マス目のように計画 登場は当然のこととも が教室で黒板を背に が、 人権総合学 な 3 な ە 7 /

> 数値 くといった教育評価は、 判定し)、その教育活動の点検と修正を図っていくべ ものとされなければならない。 のである。学校と教師があらかじめ前提とした価! ける評価 0 たすべての者 (評価基準) によって、 (その教育活動 評 価 的 は な 郭 0 どのようになさ 原点に立ち返って、 価 が、自律的 は がどれ 行 わ ない ほど値うちの 教育活動を測定し、 人権総合学習では無用で無縁 とされ れるべきか。 にその教育活動 その教育活動 てい る。 あるもので そこでは教育に 0) 権 価値を判 評定してい 総合学 に ある か 値 か きな 尺度 か わ 0

る最もラディカルな側面を見落してい 軟着陸させようとすることは、 ぬ前提とし、そのなかに人権総合学習を波風立たぬ パクトをもっている。これまでの学校のあり方をゆるが これまでの学校のあり方それ自体を大きく変革してイン のあり方を要請していく。人権総合学習の構想と展開は、 **意工夫、特色あるカリキュラム創りとしての** こうしたことは、 人権総合学習は、 時的に咲いたあだ花にしかならな 人権総合学習がまさしく各学校の 気まぐれな教育政策の 人権総合学習のもってい く。 そうしたこと 新し い学校 よう 創

ラムのあり方、「学び」のあり方、それらに対しての新た人権総合学習は、これまでの学校のあり方、カリキュ

のが れ えてお のである。 な変革をうなが いかなる利益をもたらすの てい ~とも その変革 か か かくもだ なけ なけ そのことを確 が、 n ればならない。 してい ば 新しく変化すればい ならないのである。 誰にとって、 認 か、 具体的な第一 それらの変革 た上で、 そのことがくり返 どのように役立つの いというも さらに一 歩となる な、 言付 の 従 来 で 問 か は 0) け き Ł わ な 加 な

学校とカリキュラムの変革のあり方をめぐってのもろも ろ り様と方向を定めていくことになるのか。 イ の権力 る。 ツ 学校とカリ クス分析が、 誰の、 (パワー) チュ どのような力 今後一 ラムは、 が織りなす複雑な権力関係のポリテ 層重要となっている。 17 (パワー)が、 ま、 大きく 変わろうとし その点で その変化 そしてそ は のあ 7

の「立場性」の重要さということにつながっている。は、人権総合学習をも含めて、総合学習といわれるも

のれ

落史の再発見

定価 2、200円(税別)四六判、 264頁部落解放・人権研究所編

ど33名の歴史研究者が参加。する可能性につながる。網野善彦氏なことによって、新たな歴史像を再発見差別民。その豊かな事実を解き明かすが島の歴史のなかで活動した様々な被

